

# 精神科病院における 大阪府虐待通報受付窓口

【電 話】 06-6608-3558 (平日9時から17時30分まで)

【 FAX 】 06-6608-3558 (対応は開庁日)

【手 紙】 〒558-0056

大阪市住吉区万代東3丁目1番46号

大阪府こころの健康総合センター内

入力フォーム  
はこちら



\*大阪市・堺市を除く大阪府内の精神科病院における虐待通報の受付窓口です。  
\*通報したことを理由に不利益な取扱いを受けないと法律に定められています。



## 身体的虐待

障がい者の身体に外傷が生じる、もしくは生じるおそれのある暴行を加えること。

## 放棄・放置

障がい者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置等、職務上の義務を著しく怠ること。



## 心理的虐待

障がい者に対する著しい暴言や、不当な差別的な言動を行うこと。

## 性的虐待

障がい者にわいせつな行為をしたり、障がい者にわいせつな行為をさせること。



## 経済的虐待

障がい者の財産を不当に処分したり、障がい者から不当に財産上の利益を得ること。